

## 10 労働時間

### (1) 1日の所定労働時間

**常用労働者（正社員）7時間48分，パートタイム労働者5時間43分**

常用労働者（正社員）の1日の所定労働時間は、平均7時間48分（前年7時間42分）となっている。1日8時間としている事業所は全体の55.1%である。（図9）

産業別では、「金融業，保険業」で、1日の所定労働時間が7時間26分となっており一番短い。

1日の所定労働時間は企業規模別では大きな差は見られない。

パートタイム労働者の1日の所定労働時間は、平均5時間43分（同5時間30分）となっている。（図10）

図9 1日の所定労働時間  
常用労働者（正社員）  
(N=604・事業所割合)

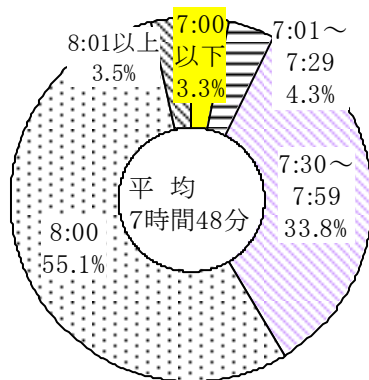
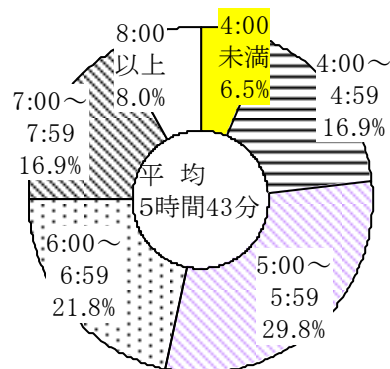


図10 1日の所定労働時間  
パートタイム労働者  
(N=413・事業所割合)



### (2) 1週の所定労働時間

**常用労働者（正社員）39時間11分，パートタイム労働者26時間51分**

常用労働者（正社員）の1週の所定労働時間は、平均39時間11分（前年39時間6分）となっている。1週40時間としている事業所は全体の56.1%である。（図11）

また、パートタイム労働者の1週の所定労働時間は、平均26時間51分（同25時間50分）となっている。（図12）

図11 1週の所定労働時間  
 常用労働者(正社員)  
 (N= 585・事業所割合)

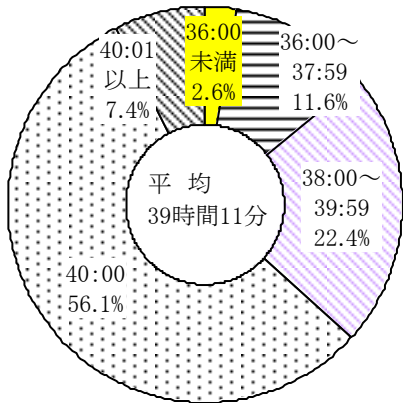
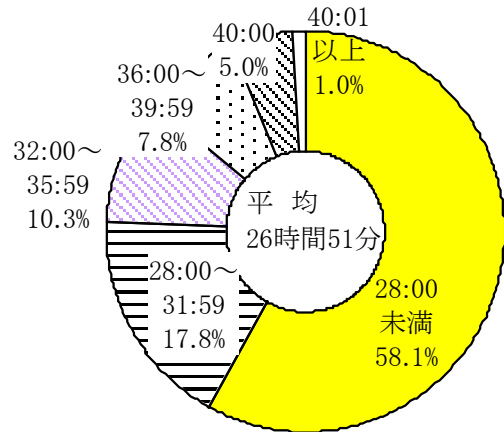


図12 1週の所定労働時間  
 パートタイム労働者  
 (N= 399・事業所割合)



(3) 所定外労働時間

**常用労働者(正社員) 16時間47分, パートタイム労働者6時間57分**

常用労働者(正社員)の1か月の所定外労働時間の平均は、16時間47分(前年19時間45分)となっている。(図13)

産業別では、「運輸業、郵便業」が最も長く32時間18分となっている。一方、「教育、学習支援業」では、4時間47分と短くなっている。

パートタイム労働者の1か月の所定外労働時間は、平均6時間57分(同8時間35分)となっている。(図14)

図13 1か月の所定外労働時間常用労働者  
 (正社員)  
 (N= 538・事業所割合)

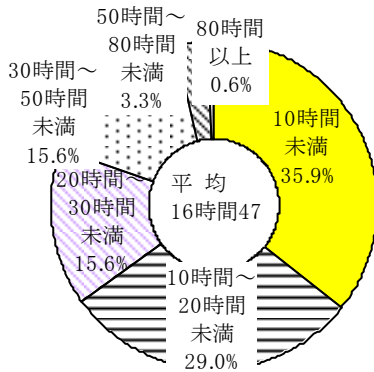
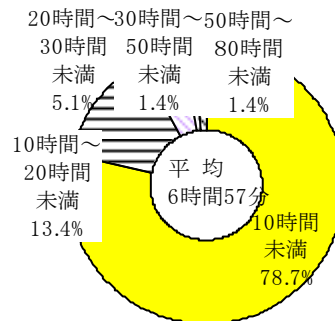


図14 1か月の所定外労働時間  
 パートタイム労働者  
 (N= 216・事業所割合)



## 1.1 変形労働時間制

**1年単位の変形労働時間制 49.3%，裁量労働制 4.0%**

変形労働時間制等について調査したところ、「1年単位の変形労働時間制」を実施している事業所は全体の49.3%（前年48.6%）、「1か月単位の変形労働時間制」を実施している事業所は41.6%（同41.6%）、「フレックスタイム制」を実施している事業所は8.2%（同7.1%）、「裁量労働制」を実施している事業所は4.0%（同3.5%）であった。

また、「事業場外労働のみなし労働時間制」を実施している事業所は4.7%であった。

「建設業」「教育、学習支援業」では、「1年単位の変形労働時間制」を採用している割合が高く、「医療、福祉」では、「1か月単位の変形労働時間制」を、「情報通信業」では「フレックスタイム制」を、「学術研究、専門技術サービス業」では、「事業場外労働のみなし労働時間制」を採用する事業所の割合が高い

表 1.1 変形労働時間制の実施状況（N=632・複数回答）

（単位：%）

		1年単位の 変形労働時間 制	1か月単位の 変形労働時間 制	1週間単位の 変形労働時間 制	フレックス タイム制	裁量労働制	事業場外労働のみなし 労働時間制
全 体		49.3	41.6	1.7	8.2	4.0	4.7
産 業 分 類	建 設 業	82.2	13.3	2.2	4.4	0.0	4.4
	製 造 業	78.5	23.1	1.5	7.7	1.5	0.0
	情 報 通 信 業	20.0	20.0	0.0	60.0	60.0	0.0
	運輸業、郵便業	65.5	34.5	0.0	3.4	0.0	0.0
	卸売業、小売業	40.6	43.8	3.1	10.4	1.0	11.5
	金融業、保険業	0.0	37.5	0.0	12.5	37.5	12.5
	不動産業、物品賃貸業	50.0	37.5	0.0	12.5	0.0	0.0
	学術研究、専門・技術サービス業	8.3	58.3	0.0	0.0	50.0	16.7
	宿泊業、飲食サービス業	29.2	54.2	0.0	20.8	0.0	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	63.6	36.4	0.0	9.1	0.0	0.0
	教育、学習支援業	78.6	7.1	0.0	7.1	14.3	7.1
	医療、福祉	21.1	80.7	3.5	0.0	0.0	1.8
	サービス業	31.0	58.6	0.0	10.3	0.0	3.4
そ の 他	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	66.7	31.0	0.0	4.6	4.6	1.1
	30～99人	69.1	25.5	3.2	4.3	1.1	3.2
	100～299人	42.6	54.1	3.3	8.2	0.0	3.3
	300人以上	30.9	51.9	1.2	12.3	6.8	8.0

## 1 2 週休制度

**完全週休2日制 61.8%，隔週又は月2回の週休2日制 18.0%**

週休制の実施形態を見ると、「完全週休2日制」を実施している事業所の割合が61.8%（前年60.7%）と最も多く、次いで「隔週又は月2回の週休2日制」が18.0%（同17.9%）となっている。

産業別では、「情報通信業」は「完全週休2日制」が100%の導入率となっている。また、「生活関連サービス業、娯楽業」は、他の業種に比べて「完全週休2日制」を実施している割合が低くなっている。

企業規模別としては、規模が大きくなるほど「完全週休2日制」の導入率が高くなっている。

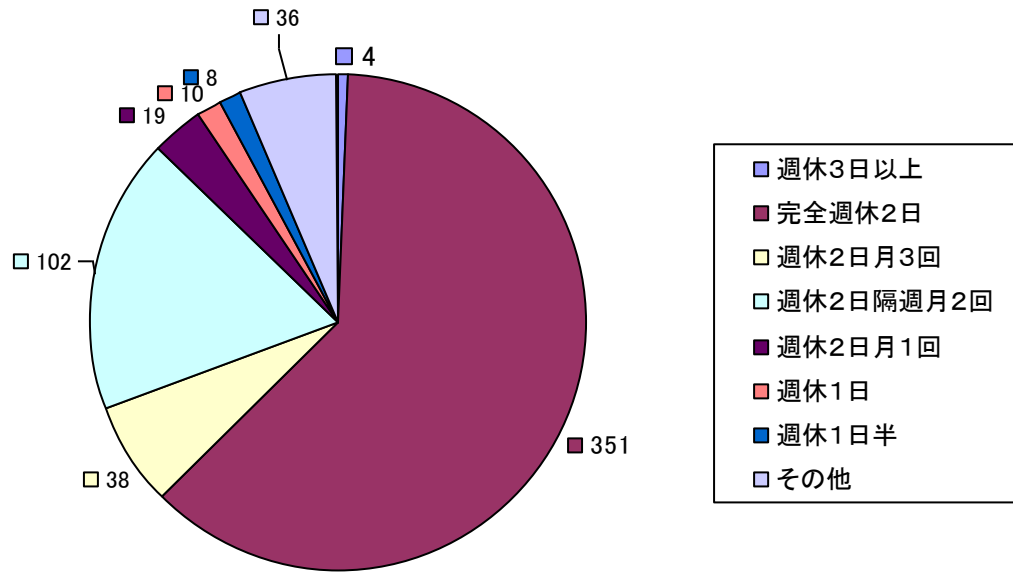
（表12，図15）

表12 週休制の実施形態（N=637・事業所割合）

（単位%）

		採用なし	採用あり	完全週休2日 以上	1日以上 2日未満
全 体		10.4	89.6	62.5	31.2
産 業 分 類	建 設 業	0.6	10.4	37.9	60.6
	製 造 業	1.1	12.1	47.3	43.5
	情 報 通 信 業	0.0	1.7	100.0	0.0
	運輸業，郵便業	1.9	4.7	36.7	50.0
	卸売業，小売業	2.5	18.5	71.8	22.2
	金融業，保険業	0.0	3.1	95.0	5.0
	不動産業，物品賃貸業	0.0	2.5	46.7	33.3
	学術研究，専門・技術サービス業	0.0	3.5	86.4	13.6
	宿泊業，飲食サービス業	1.3	4.6	51.7	38.0
	生活関連サービス業，娯楽業	0.6	2.0	7.7	61.5
	教育，学習支援業	0.0	3.3	66.7	33.3
	医療，福祉	1.4	14.1	83.3	12.3
	サービス業	0.9	7.8	62.0	32.0
そ の 他	0.0	1.3	87.5	12.5	
規 模 分 類	10～29人	3.0	22.1	46.8	50.4
	30～99人	2.0	19.5	54.1	41.0
	100～299人	1.6	13.0	62.6	27.8
	300人以上	3.8	35.0	77.1	14.8

図15 週休制の実施形態(N = 637・単位:事業所)



### 1 3 年次有給休暇制度

**年次有給休暇の平均取得日数（率）は 8.0 日（27.6%）**

平成 29 年度（1 年間）の常用労働者（正社員）の年次有給休暇の平均取得日数は、8.0 日（前年 7.7 日）で、平均取得率は、27.6%（同 27.6%）となっている。

取得率では、「情報通信業」が 47.1%（同 34.2%）と最も高く、次いで「製造業」が 34.3%（同 31.7%）となっている。

パートタイム労働者の平均付与日数、平均取得日数及び取得率は 19.1 日（前年 19.4 日）、7.8 日（同 7.7 日）、40.9%（同 39.5%）となっている。（表 1 3）

表 1 3 年次有給休暇（常用労働者（正社員）N=562，パートタイム労働者N=336）

（単位：日，%）

		常用労働者（正社員）			パートタイム労働者		
		平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率	平均付与日数 （繰越含）	平均取得 日 数	取得率
	全 体	28.9	8.0	27.6	19.1	7.8	40.9
産 業 分 類	建設業	26.9	7.1	26.3	15.3	6.9	45.1
	製造業	27.4	9.4	34.3	19.7	10.2	51.8
	情報通信業	27.6	13.0	47.1	20.0	8.0	40.0
	運輸業，郵便業	29.1	7.4	25.4	14.8	5.4	36.3
	卸売業，小売業	29.1	6.5	22.3	20.7	6.9	33.4
	金融業，保険業	32.4	8.9	27.6	31.3	14.8	47.2
	不動産業，物品賃貸業	27.9	8.3	29.8	18.4	10.6	57.2
	学術研究，専門・技術サービス業	34.6	8.8	25.5	21.9	11.3	51.5
	宿泊業，飲食サービス業	24.6	4.7	19.2	16.7	6.0	36.1
	生活関連サービス業，娯楽業	31.2	6.8	21.7	19.4	5.8	29.7
	教育，学習支援業	29.7	9.5	31.9	18.6	10.4	55.8
	医療，福祉	30.0	8.4	28.0	19.3	7.3	37.7
	サービス業	29.8	8.6	28.7	16.6	6.9	41.8
そ の 他	19.9	12.6	63.5	15.7	12.7	80.9	
規 模 分 類	10～29 人	25.0	8.4	33.7	15.9	7.1	44.5
	30～99 人	28.0	7.6	27.1	17.4	8.0	46.0
	100～299 人	30.4	8.0	26.2	18.8	8.0	42.8
	300 人以上	31.0	7.9	25.6	21.7	8.0	36.7

## 1.4 多様な休暇制度

**妻が出産した場合の夫の休暇：64.9%は有給休暇，13.0%は無給休暇**

従業員の福利厚生としての多様な休暇制度について、本調査では有給無給別に調査した。

「リフレッシュ休暇」は、28.7%で導入している。

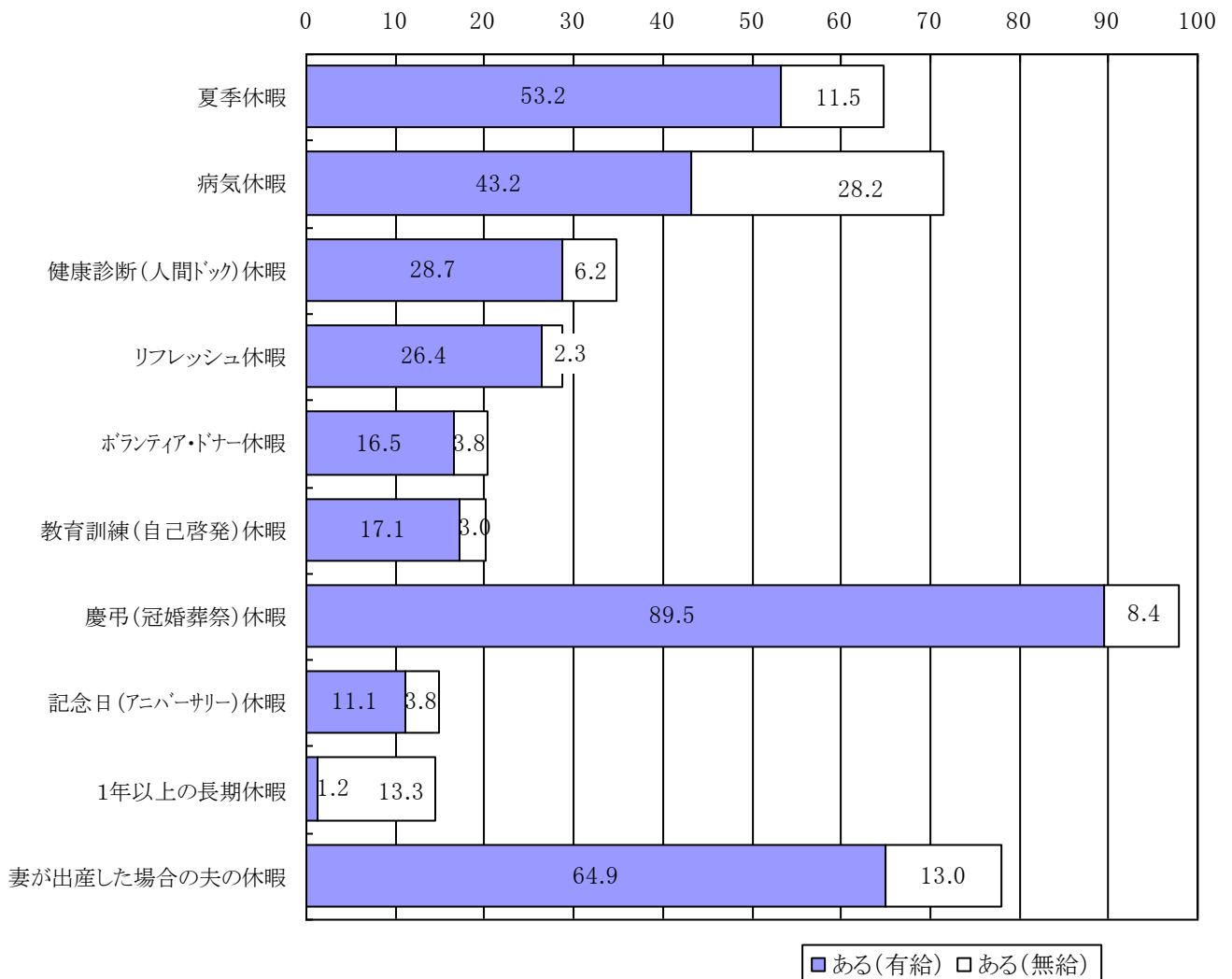
「夏季休暇」は、64.7%で導入しており、有給としている割合は53.2%となっている。

「病気休暇」は、71.4%で導入しており、有給としている割合は43.2%となっている。

一方、健康診断休暇のない事業所の割合は65.1%となっている。（図16）

(%)

図16 多様な休暇制度



## 1 5 中途採用

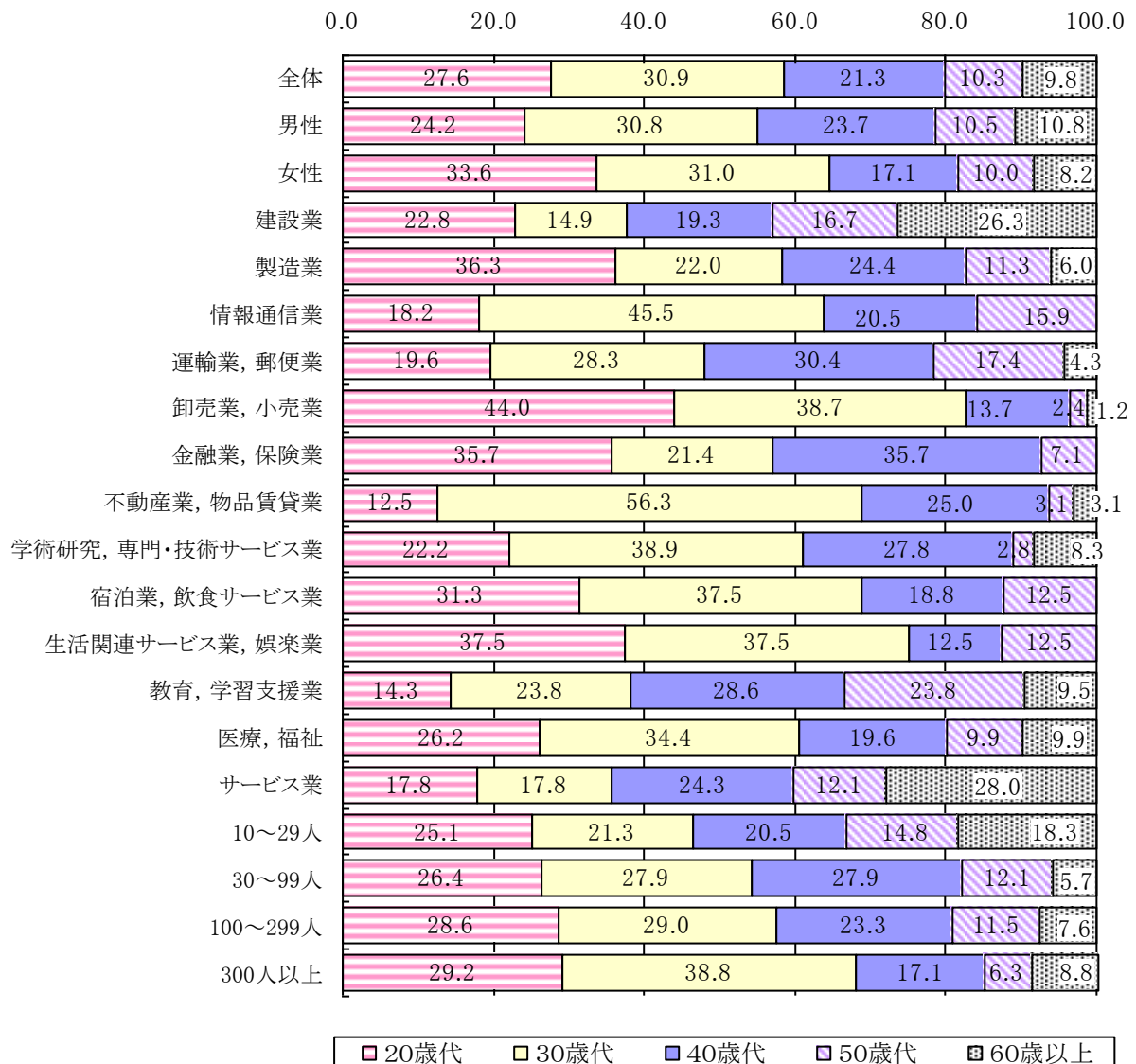
### 40歳代以上の中途採用者は41.4%

平成29年度（1年間）に正社員として中途採用した従業員を年代別にみると、20歳代が27.6%、30歳代が30.9%、40歳代が21.3%、50歳代が10.3%、60歳以上が9.8%となっている。

中途採用を実施した事業所の割合は42.2%（前年42.9%）となっている。

1事業所あたりの中途採用人員では、「情報通信業」が8.8人、次いで「医療、福祉」が7.4人と多い。「建設業」では、50歳代以上の採用割合が高いが、「卸売業、小売業」については、50歳代以上の採用割合が低い。（図17）

図17 中途採用の状況(N=1,270・労働者割合) (%)





## 16 定年制度

### 定年制度がある事業所は96.0%

定年制度があるとした事業所は96.0%（前年94.3%）であった。  
 定年年齢では、60歳が74.7%、65歳未満が9.0%、65歳以上が16.3%となっている。  
 事業所別では、「学術研究、専門・技術サービス業」で「65歳未満」の割合22.7%と高く、「生活関連サービス業、娯楽業」では、「65歳以上」の割合が29.4%と高くなっている。（表14）

表14 定年制度と定年年齢

		定年制度(N=642)									
		なし		あり		定年年齢					
						60歳		65歳未満		65歳以上	
		事業所数	構成比(%)	事業所数	構成比(%)	事業所数	構成比(%)	事業所数	構成比(%)	事業所数	構成比(%)
全 体		26	4.0	616	96.0	457	74.7	55	9.0	100	16.3
産 業 分 類	建設業	8	11.4	62	88.6	35	57.4	12	19.7	14	23.0
	製造業	4	4.7	81	95.3	69	86.3	4	5.0	7	8.8
	情報通信業	1	9.1	10	90.9	9	100.0	0	0.0	0	0.0
	運輸業、郵便業	2	4.8	40	95.2	25	62.5	8	20.0	7	17.5
	卸売業、小売業	3	2.2	132	97.8	104	78.8	5	3.8	23	17.4
	金融業、保険業	1	5.0	19	95.0	17	89.5	1	5.3	1	5.3
	不動産業、物品賃貸業	0	0.0	16	100.0	13	81.3	0	0.0	3	18.8
	学術研究、専門・技術サービス業	0	0.0	22	100.0	14	63.6	5	22.7	3	13.6
	宿泊業、飲食サービス業	1	2.6	37	97.4	28	75.7	3	8.1	6	16.2
	生活関連サービス業、娯楽業	0	0.0	17	100.0	11	64.7	1	5.9	5	29.4
	教育、学習支援業	0	0.0	21	100.0	13	61.9	4	19.0	4	19.0
	医療、福祉	4	4.0	96	96.0	70	73.7	8	8.4	17	17.9
	サービス業	2	3.5	55	96.5	42	76.4	3	5.5	10	18.2
その他	0	0.0	8	100.0	7	87.5	1	12.5	0	0.0	
規 模 分 類	10～29人	19	11.7	143	88.3	90	63.8	21	14.9	30	21.3
	30～99人	6	4.3	134	95.7	105	78.4	8	6.0	21	15.7
	100～299人	1	1.1	92	98.9	74	80.4	9	9.8	9	9.8
	300人以上	0	0.0	247	100.0	188	76.7	17	6.9	40	16.3

## 1.7 高齢者雇用安定法への取組み

### 雇用促進制度のうち「再雇用」は73.8%

定年制度がある事業所のうち、定年年齢到達者に対する雇用促進制度がない事業所は2.2%（15事業所）となっており、それを除く97.8%（前年96.7%）の事業所で、勤務延長は22.2%，再雇用は73.8%，再就職・斡旋等は1.6%となっていて、何らかの高齢者に係る安定した雇用の確保の措置を講じている。（表15）

表15 定年後の雇用促進制度

		定年制度(N=642)				
		定年後の雇用促進制度(複数回答)				
		勤務延長 (事業所)	再雇用 (事業所)	再就職 斡旋 (事業所)	なし	
事業所数 (事業所)	構成比 (%)					
全 体		148	492	11	15	2.2
産 業 分 類	建設業	24	43	0	0	0.0
	製造業	21	66	2	3	3.3
	情報通信業	1	8	0	0	0.0
	運輸業, 郵便業	8	34	0	0	0.0
	卸売業, 小売業	28	116	0	0	0.0
	金融業, 保険業	2	18	1	1	4.5
	不動産業, 物品賃貸業	4	12	0	1	5.6
	学術研究, 専門・技術サービス業	1	18	0	2	9.5
	宿泊業, 飲食サービス業	13	22	0	1	2.8
	生活関連サービス業, 娯楽業	4	9	0	1	7.1
	教育, 学習支援業	4	19	0	1	4.2
	医療, 福祉	25	77	1	4	3.7
サービス業	13	43	0	1	1.8	
その他	0	7	7	0	0.0	
規 模 分 類	10~29人	58	91	2	4	2.6
	30~99人	45	101	0	5	3.3
	100~299人	22	79	0	0	0.0
	300人以上	23	221	9	6	2.3

## 18 退職者の状況

### 退職理由 男性、女性ともに「転職」が最も多い

平成29年度（1年間）に退職した労働者の退職理由を調査した。

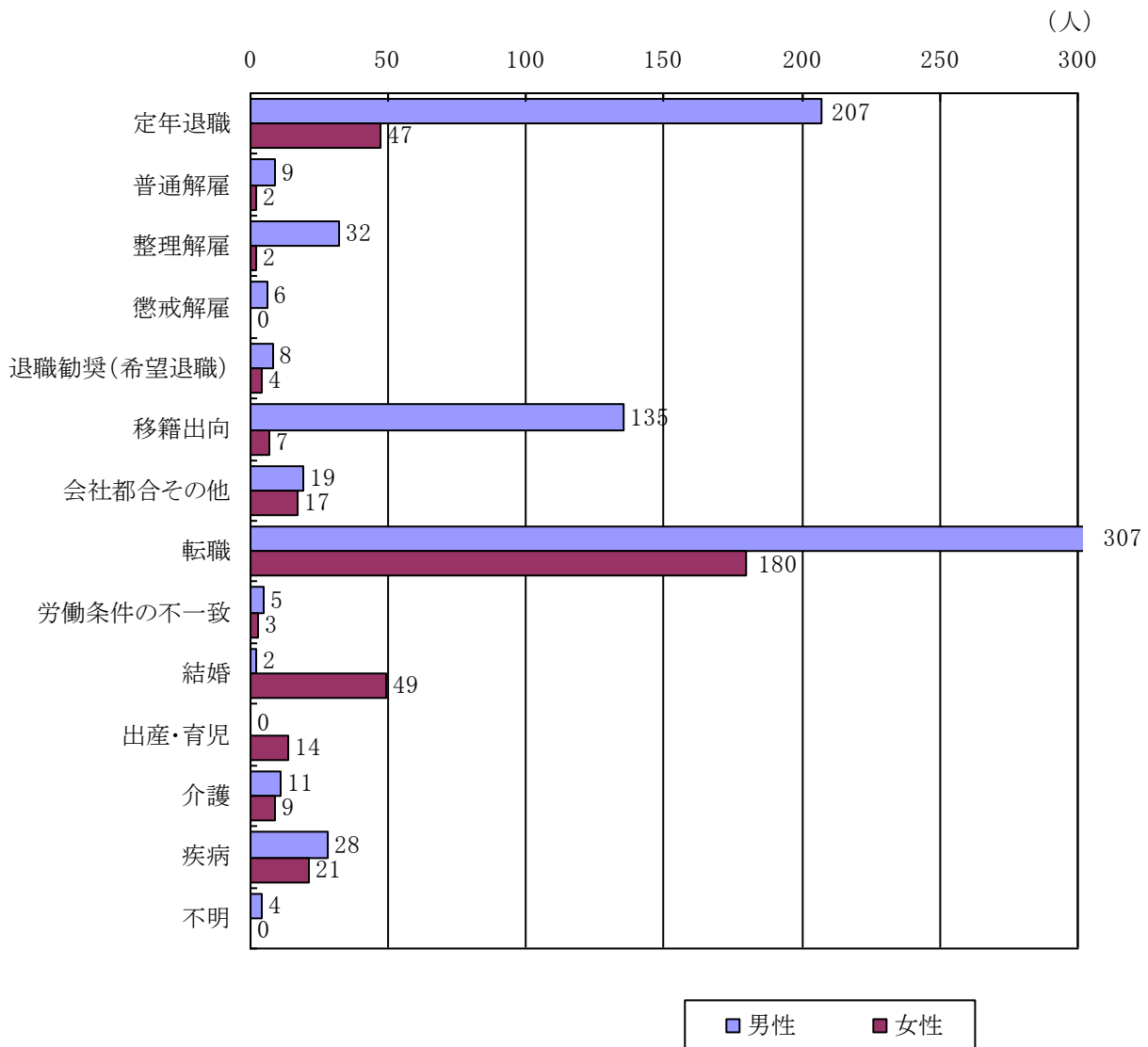
退職理由については、退職届に「一身上の都合」と記載する例が多く、実態を把握しにくいですが、事業所が理由を把握できる場合はその理由で計上するようにしている。分析に当たっては、「一身上の都合」は計数から除外する。

男性労働者の退職理由としては、「転職」が最も多く、次いで「定年」となっている。

女性労働者の退職理由でも、「転職」が最も多く、以下「結婚」、「定年」の順になっている。

(図18)

図18 平成28年度の理由別退職者数(N=2,020)



## 19 外国人労働者及び外国人研修生

### 外国人を受け入れている事業所は9.8%

外国人労働者等を受け入れている事業所は9.8%（前年6.5%）となっている。

産業別に見ると、「教育、学習支援業」が33.3%（同19.0%）、次いで「情報通信業」が20.0%（同20.0%）で割合が高い。

「外国人労働者」については「学術研究、専門・技術サービス業」が、「外国人研修生」については「製造業」が、1事業所当たりの平均人数が多い。（表16）

表16 外国人労働者及び外国人研修生（N=632・事業所割合）

		外国人労働者及び研修生の有無							
		いない (%)	いる (%)	外国人労働者（事業所，人）			外国人研修生（事業所，人）		
				事業所数	人数	事業所平均	事業所数	人数	事業所平均
全 体		90.2	9.8	46	300	6.5	15	93	6.2
産 業 分 類	建設業	95.7	4.3	0	0	0.0	3	10	3.3
	製造業	86.9	13.1	4	14	3.5	9	77	8.6
	情報通信業	80.0	20.0	2	4	2.0	0	0	0.0
	運輸業，郵便業	92.9	7.1	2	2	1.0	1	2	2.0
	卸売業，小売業	87.2	12.8	14	17	1.2	0	0	0.0
	金融業，保険業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	不動産業，物品賃貸業	93.8	6.3	1	5	5.0	0	0	0.0
	学術研究，専門・技術サービス業	86.4	13.6	3	69	23.0	1	1	1.0
	宿泊業，飲食サービス業	85.7	14.3	5	14	2.8	0	0	0.0
	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	教育，学習支援業	66.7	33.3	7	108	15.4	0	0	0.0
	医療，福祉	95.0	5.0	4	16	4.0	0	0	0.0
	サービス業	93.0	7.0	4	51	12.8	0	0	0.0
そ の 他	87.5	12.5	0	0	0.0	1	3	3.0	
規 模 分 類	10～29人	93.1	6.9	7	58	8.3	3	17	5.7
	30～99人	89.2	10.8	9	17	1.9	7	51	7.3
	100～299人	87.1	12.9	9	27	3.0	2	16	8.0
	300人以上	90.0	10.0	21	198	9.4	3	9	3.0

## 20 障害者の雇用

### 障害者を雇用している事業所は29.4%

障害者を雇用している事業所は全体の29.4%（前年23.0%）となっている。

産業別では、「サービス業」が36.8%（同30.4%）と最も割合が高く、次いで「学術研究，専門・技術サービス業」「医療，福祉」が共に，36.4%（同20.0%，同27.8%）となっている。

規模別では，「100～299人」の事業所が51.6%と最も高い。（表17，図19）

表17 障害者の雇用状況（N=630）

		障害者の雇用状況(事業所, %)			
		雇用していない		雇用している	
		事業所数	構成比	事業所数	構成比
全 体		445	70.6	185	29.4
産 業 分 類	建設業	53	75.7	17	24.3
	製造業	56	68.3	26	31.7
	情報通信業	7	70.0	3	30.0
	運輸業，郵便業	29	70.7	12	29.3
	卸売業，小売業	96	72.7	36	27.3
	金融業，保険業	19	95.0	1	5.0
	不動産業，物品賃貸業	12	75.0	4	25.0
	学術研究，専門・技術サービス業	14	63.6	8	36.4
	宿泊業，飲食サービス業	28	77.8	8	22.2
	生活関連サービス業，娯楽業	14	87.5	2	12.5
	教育，学習支援業	15	71.4	6	28.6
	医療，福祉	63	63.6	36	36.4
	サービス業	36	63.2	21	36.8
	その他	3	37.5	5	62.5
規 模 分 類	10～29人	139	86.9	21	13.1
	30～55人	60	78.9	16	21.1
	56～99人	42	67.7	20	32.3
	100～299人	45	48.4	48	51.6
	300人以上	159	66.5	80	33.5

図19 障害者を雇用している事業所の推移

